

契約概要と注意喚起情報について

この書面は、ご契約に際して特に確認していただきたい事項を「契約概要」および「注意喚起情報」として記載したものです。

ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえお申し込みください。「契約概要」「注意喚起情報」について不明の点がございましたら、全労済までお問い合わせください。なお、加入後に「ご契約のしおり」をお送りいたしますので、必ず内容を確認いただきますようお願いいたします。

〈2009年 1月版〉

こくみん共済で契約のてびき

個人定期生命共済・子ども定期生命共済・熟年定期生命共済・傷害共済・
終身生命共済・個人長期生命共済

こくみん共済	各事業規約に該当する商品名称
個人定期生命共済	総合タイプ、総合2倍タイプ、大型タイプ 医療タイプ
子ども定期生命共済	キッズタイプ、キッズワイドタイプ
熟年定期生命共済	シニア総合タイプ
傷害共済	シニア傷害タイプ
終身生命共済	終身医療3000、終身医療5000 終身医療総合5000
個人長期生命共済	定期医療総合5000、定期生命300

契約概要

ご加入にあたって

出資金を支払って組合員になれば、各種共済に加入いただけます。出資金は1,200円(100円×12ヵ月)で、掛金とあわせて払い込みください。なお、加入の際は申込書に記載されている質問表への回答が必要です。質問表に該当する場合または全労済の審査の結果、加入いただけない場合があります。

こくみん共済について

こくみん共済は通院・入院から死亡・障害まで保障する、幅広い年齢の方が加入できる商品です。共済期間(契約期間)中に支払い事由が発生した場合、共済金をお支払いします。商品タイプごとに保障内容・加入年齢は異なります。詳しくは、「こくみん共済タイプ別保障内容のご案内」の※を参照ください。

(1) 加入できる方

- ① 契約者、契約者の配偶者(内縁関係の方を含みます。ただし、契約者または内縁関係の方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じ)
- ② 同一生計で、契約者または契約者の配偶者の子、父母、孫、兄弟姉妹
※同一生計とは、日常生活において互いの収入および支出を共同して計算することであり、同居であることを要しません。

(2) 加入できない方

- ① 質問表の回答を全労済が審査し、加入が妥当でないと判断した方
- ② 保障開始日において以下の職業に従事している方
ア. 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業
イ. テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業
※加入後にこれらの職業に従事した場合は、契約を更新できない場合がありますので、直ちに全労済までご連絡ください。
これらの職業に従事している間に共済事故が発生したときには、共済金をお支払いできない場合があります。

契約者について

出資金を払い込み、組合員となった方

共済掛金と初回掛金の払込方法について

1. 共済掛金は商品タイプごとに異なります。「こくみん共済タイプ別保障内容のご案内」の※を参照ください。
2. 申し込みいただく場合、以下のように掛金を払い込みください。
 - (1) 申し込みと同時に初回掛金を払い込む場合
金融機関などで全労済の指定した場所(口座)へ払い込みください。
 - (2) 預金口座振替により初回掛金を払い込む場合(郵送加入)
全労済の指定した金融機関などを通じて、全労済が指定する振替日までにご指定の預金口座へ払い込みください。

■こくみん共済の告知日(「健康状態等についてのご質問(申込書の質問表)」のご回答の日)とは、以下のとおりとなります。
・申込書の申込日欄に記入がある場合は記入されている日
・申込書の申込日欄に記入が無い場合は申込書の受付日(消印日)

共済期間(契約期間)と契約の更新について

■終身医療3000・終身医療5000・終身医療総合5000
共済期間(契約期間)は終身です。

■定期医療総合5000・定期生命300

共済期間(契約期間)は10年～25年です。
※ご加入時の年齢から満80歳までの期間となります。更新はありません。

■上記以外のタイプ

共済期間(契約期間)は1年です。契約を更新すれば商品タイプごとに定める保障年齢まで加入できます(同じ内容で引き続き加入する場合は、自動更新となり手続きは不要)。また、移行タイプがある場合は、その移行タイプの保障年齢まで加入できます。各商品説明の※を参照ください。

契約できる限度について

1. 各タイプ共通

1人の加入者が同じタイプに複数加入できません。

2. 終身医療3000・終身医療5000

終身医療3000、終身医療5000はどちらかひとつの加入となります。また、医療終身タイプまたは新総合医療共済<終身医療プラン ベーシックタイプ>にご加入の方は加入できません。

3. 終身医療3000・終身医療5000・終身医療総合5000、定期医療総合5000

加入できる入院日額に限度があります。

(1) 終身医療3000、終身医療5000、終身医療総合5000および新総合医療共済の終身医療プラン各タイプの入院日額を合計して10,000円まで(ただし、満71歳から満75歳の方は5,000円まで)

(2) 定期医療総合5000、新総合医療共済の定期医療プランおよび定期介護プランの各タイプ、総合医療共済の入院日額を合計して10,000円まで

(3) (1) (2) 通算での限度

ア. 満15歳から満60歳:15,000円まで

イ. 満61歳から満70歳:10,000円まで

ウ. 満71歳から満75歳:5,000円まで

※重度障害状態の方は、(1) (2) 通算して入院日額5,000円が限度です。

4. 定期生命300

基本契約共済金額(病気等の死亡共済金額)および災害特約共済金額(災害・交通災害による死亡の共済金額の上乗せ分)について、加入に限度があります。

(1) 基本契約共済金額

定期生命300と新せいめい共済の定期生命プラン、せいめい共済(2006年4月末までに発効した個人長期生命共済の契約)の死亡共済金額を合計して3,000万円まで(ただし、満61歳から満70歳までの方は500万円まで)

(2) 災害特約共済金額

災害特約の共済金額は、定期生命300と、新せいめい共済の災害特約共済金額、せいめい共済の災害特約および災害死亡・後遺障害特約共済金額を合計して1,500万円まで。また、終身共済マインド、新せいめい共済・終身生命プランの災害特約共済金額と通算して2,000万円が限度(ただし、満61歳から満70歳までの方は500万円まで)

※重度障害状態の方は、基本契約、災害特約共済金額ともに500万円が限度です。

5. 一部のご職業に従事されている方(下記「一部のご職業について」参照)の加入額を制限させていただくことがあります。

一部のご職業について

下表のご職業に従事される方については、ご加入のタイプにより、加入金額を制限、またはお支払いする共済金を制限させていただく場合があります。

A	・競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者 ・潜水、潜函、サルベージ、その他これらに類する職業 ・坑内、隧道内作業に従事される方 ・近海または遠洋漁業の船舶乗組員 ・総トン数1,000トン未満の船舶乗組員
B	・警察官、海上保安官、看守、その他これらに類する職業 ・自衛官(防衛大学校生を含みます)
C	・ハイヤー、タクシー運転手

1. 終身医療3000・終身医療5000・終身医療総合5000

A、B、Cの職業に従事されている方は、終身医療3000、終身医療5000、終身医療追加2000、終身医療総合5000、新総合医療共済の終身医療プラン各タイプおよび総合医療共済を合計して入院日額5,000円を超えて加入することはできません。

2. 定期医療総合5000

A、B、Cの職業に従事されている方は、新総合医療共済の定期医療プランおよび定期介護プランの各タイプ、総合医療共済を合計して入院日額5,000円を

- 超えて加入することはできません。
3. 1.2.通算での限度
A、B、Cの職業に従事されている方は、前記1.2.を通算して入院日額5,000円を超えて加入することはできません。
4. 定期生命300
(1) Aの職業に従事されている方で満55歳から満60歳の方は、基本契約、災害特約共済金額ともに500万円、Bの職業に従事されている方は、基本契約共済金額1,500万円、災害特約共済金額500万円、Cの職業に従事されている方は、基本契約、災害特約共済金額ともに1,500万円が限度となります。
(2) 満61歳から満70歳の方は、A、B、Cいずれの職業に従事している場合でも、基本契約、災害特約共済金額ともに500万円が限度となります。
5. その他のタイプ
AおよびBの職業に従事される方がその職業就業に伴う原因により発生した共済事故については、災害・交通災害による死亡・重度障害・障害・入院・通院共済金、特定損傷共済金などお支払いできないことがあります。
また、Cの職業でその運転業務中に生じた事故は災害・交通災害による入院・通院・病气入院共済金はお支払いできません。

割り戻し金について

毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金として還元いたします(5月末現在の有効契約が対象となります)。

共済金請求の時効について

共済金の支払い事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただける権利は共済事故の発生を知ったときから2年間です。詳しくは全労済までお問い合わせください。

共済金を減額する場合

事故等による傷害で共済金をお支払いする場合、すでに存在していた障害もしくは傷病により傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する共済金をお支払いします。

共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常の出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります。

指定代理請求人による請求について(定期生命300)

- (1) 契約者は、契約者が加入者である共済契約において、契約者がリビングニーズ共済金を請求できない特別の事情がある場合に契約者の代理人として共済金を請求することができる人(以下「指定代理請求人」といいます)を1名に限って指定することができます。
- (2) 指定代理請求人として指定できる人は、次の範囲内です。指定代理請求人を指定したのちに、別の人に変更する場合も同様です。
(ア) 契約者と同居し、または契約者と同一生計の配偶者
(イ) 契約者と同居し、または契約者と同一生計の3親等内の親族

注意喚起情報

申込書および質問表の記入について

- (1) 申込書は全労済と契約を締結するもの、質問表は健康状態をお知らせいただくものとして、ともに重要です。契約者自身をご記入いただき、内容をお確かめのうえ署名押印をしてください。
- (2) 提出された申込書の内容および質問表の回答を審査したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は契約申込者に通知します。
- (3) 質問表(健康状態についての質問)には正確にお答えください。回答に誤りがあると契約が解除となり共済金をお支払いできないことがあります。

契約の成立と効力の発生について

全労済が加入を承諾した場合、以下のように契約が成立し保障が開始(発効)します。

- (1) 申し込みと同時に初回掛金を払い込む場合
契約の効力は初回掛金の払い込まれた日の翌日午前零時から発生(発効日)します。
※申込書のご提出が初回掛金の払込日より遅くなられた場合は、全労済の受付日(消印日)の翌日午前零時から保障を開始します。
- (2) 預金口座振替により初回掛金を払い込む場合(郵送加入)
契約の効力は**申込書の受付日(消印日)の翌々月1日午前零時から発生(発効日)**します。
- 初回掛金の振替ができなかったときは、申し込みは無かったものとなります。

クーリングオフについて

契約申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。この場合、すべての申し込みが撤回(クーリングオフ)されます。

※申し込みの撤回(クーリングオフ)をする場合、書面に契約の種類、申込日、契約申込者(契約者)の氏名および住所の内容とともに申し込みの撤回(クーリングオフ)をする旨を明記し、署名・押印のうえ、全労済に提出してください。

2回目以降の掛金払込と払込猶予期間・契約の失効

1. 各タイプの契約に共通
預金口座振替は、毎月28日(取扱金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日)にご指定の口座から振替します。
なお、掛金の払込期日は毎月の発効応当日の前日の属する月の末日です。
2. 終身医療3000・終身医療5000・終身医療総合5000・定期医療総合5000・定期生命300
払込期日の翌日から3ヵ月の払込猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します。

期生命300

払込期日の翌日から3ヵ月の払込猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します。

3.その他のタイプ

払込期日の翌日から2ヵ月の払込猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します。

共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

次のいずれかの場合には、共済金をお支払いできません。詳しくは加入後にお送りする「ご契約のしおり」で、ご確認ください。

1.すべての共済金(共通)

- (1) 加入者の犯罪行為によるとき
(2) 加入者・契約者・共済金受取人の故意によるとき
(3) 加入者・契約者・共済金受取人の重大な過失によるとき(死亡共済金と重度障害共済金を除きます)

2.特定の共済金に限り適用

- (1) 死亡、重度障害共済金
発効日(増額分は更新日)から1年以内の自殺・自殺行為によるとき
(2) 災害・交通災害による死亡、障害、入院、通院、手術、長期入院見舞、特定損傷、高度先進医療費用共済金、長期入院見舞金および入院前災害通院・退院後災害通院共済金
ア.加入者の精神障害または泥酔、無資格運転中の事故、酒気帯び運転およびこれに相当する運転中の事故によるとき
イ.原因にかかわらず、他覚症状のない頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)や腰・背痛
(3) 災害・交通災害による入院、通院および病气入院共済金
ハイヤー・タクシー運転手で、その運転業務中に生じた事故(終身医療3000・終身医療5000・終身医療総合5000・定期医療総合5000を除く)
(4) 交通災害による死亡、重度障害、障害、入院、通院共済金
道路以外の場所における車両の交通により生じたもので、自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故証明書の交付を受けられなかったもの(※自動車安全運転センター各都道府県事務所が交通事故証明書を発行した場合は道路上の交通事故とします)
注.交通事故証明書(自動車安全運転センター発行)が交付されない、道路以外での車両の交通により生じたものについては、全労済までお問い合わせください。
(5) 病气入院、女性疾病手術、手術、長期入院見舞、入院前通院・退院後通院、高度先進医療費用共済金および長期入院見舞金
ア.精神遅滞、性格異常・薬物依存および薬物依存により生じた疾病
イ.不慮の事故を直接の原因として(2)のア.に該当するとき
ウ.原因にかかわらず、他覚症状のない頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)や腰・背痛 など
(6) 病气入院、女性疾病手術共済金
発効日(増額分については更新日)から1年以内に加入者が妊娠・分娩に伴う異常を原因として入院または手術をしたとき(キッズ・キッズワイド・シニア総合・終身医療3000・終身医療5000・定期医療総合5000・終身医療総合5000を除く)
(7) 災害入院退院後通院共済金
災害入院共済金を支払わない場合
(8) 介護支援・災害介護支援共済金
重度障害共済金または災害重度障害共済金を支払わない場合
(9) ことども賠償責任・個人賠償責任共済金
加入者の職務従事に起因して発生した損害賠償責任など
(10) 扶養者事故・病气死亡共済金
病气等を原因とする場合、加入または最後の承継後1年以内のとき
(11) 死亡弔慰金共済金
加入後1年以内のとき
(12) 携行品損害共済金
ア.加入者と生計を一にする親族の故意によるとき。ただし、加入者に共済金を取得させる目的がなかった場合は、この限りではありません。
イ.加入者の闘争行為または自殺行為によるときなど
(13) 次の共済金(場合)については、共済金は重複して支払いません。
ア.災害入院退院後通院共済金と交通災害通院共済金(シニア傷害タイプのみ)
イ.交通災害障害共済金(重度障害のみ)と交通災害死亡共済金
ウ.災害障害共済金(重度障害のみ)と災害死亡共済金
エ.交通災害通院共済金と災害通院共済金
オ.重度障害共済金と死亡共済金
カ.原因の異なる入院が重複する期間

契約の無効・解除・消滅について

1.次の場合、契約は無効となります。

- (1) 加入者が発効日・更新日に、すでに死亡していた場合や、加入者の範囲外であったとき
(2) 共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分に対応するタイプ
(3) 申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき
(4) 契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき
(5) 加入者が同じタイプに複数加入していたときは、その超えた部分に対応するタイプ

2.次の場合、契約は解除されます。

- (1) 契約者・加入者または共済金受取人が、申し込み・共済金請求および受領の際、詐欺行為を行った場合

- (2) 契約者・加入者が、契約時に故意・重大な過失により、質問表の回答等で重要な事実を告げなかったり、事実と異なることを記載したとき
(3) 全労済が、契約の存続を不適当と判断した場合
(4) 不慮の事故等による身体の傷害や偶然な事故により、損害賠償責任を負担することによる損害を保障する他の契約等がある場合（傷害共済のみ適用）
※契約を解除した場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。
※共済金支払い事由が発生した後に、契約解除となった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合は、返還していただきます。
3. 次の場合、契約は消滅します。
加入者が死亡した場合はそのとき。また、重度障害共済金が支払われた場合は重度障害となったとき。

共済掛金の生命保険料控除について

こくみん共済（傷害共済を除く）の掛金は、生命保険料控除の対象となります。控除に必要な証明書（共済掛金払込証明書）は毎年10月頃に発行します。ただし、賠償責任部分（こども賠償責任特約）に相当する掛金は、控除の対象となりません。
※シニア傷害タイプの掛金は所得控除の対象となりません。

生命保険料控除の対象となる共済契約は、次のとおりとなりますので、ご注意ください。

●生命保険料控除となる契約

- 納税する人が共済掛金を支払い、共済金受取人が自己または配偶者^{*}その他の親族である契約です。
- ※内縁関係にある方は対象となりません。

契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、全労済へご連絡ください。ご連絡がない場合、共済金をお支払いできないことがあります。
ア. 氏名や住所が変更になったとき
イ. 加入できない職業に従事したとき
ウ. 続柄が変更になったとき

解約と解約返戻金について

契約者はいつでも契約を解約することができます。全労済所定の解約届を提出ください。なお、こくみん共済には解約返戻金はありません（ただし、終身医療総合5000・定期医療総合5000・定期生命300については解約時に解約返戻金が発生した場合には、返戻いたします）。

身体障害の状態の定義

身体障害とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化（レントゲン写真やCT、MRIなどの医学的な検査で判明する身体的な損傷）を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的な損状態をいいます。

お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

全労済は、お客さまにより良い共済商品・サービスを提供させていただくため、お客さまに関する情報を収集させていただいています。これらお客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務に利用します。あわせて、保障に関する情報のご提供、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、全労済は（社）生命保険協会、（社）生命保険協会加盟の各生命保険会社等とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等の解除もしくは無効の判断の参考とすることを目的として「支払査定時照会制度」にもとづき、当会を含む各生命保険会社等の保有する共済・保険契約等に関する、相互照会事項の情報を共同して利用しております。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は、

全労済ホームページ(<http://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

■ 苦情のお申し出先

全労済 お客様相談係

☎ 0120-603-180（受付時間 平日9:00～17:00）

※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

都道府県労働者共済生活協同組合定款

定款・組合員及び出資金に関する条文抜粋

組合員の資格

- 第6条 この組合の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
- 2 この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

届出の義務

- 第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

自由脱退

- 第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
- 2 この組合は、組合員が第9条に定める住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- 3 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- 4 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

法定脱退

- 第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。
- (1) 組合員たる資格の喪失
(2) 死亡
(3) 除名

除名

- 第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
- (1) 3年間この組合の事業を利用しないとき
(2) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- 2 前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

ご契約者の皆さまへ

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています（※詳しくは各都道府県の全労済にお問い合わせください）。

こくみん共済 タイプ別保障内容のご案内

キッズタイプ

月々の掛金

900円

キッズワイドタイプ

月々の掛金

1,600円

<加入できる方>

満0歳～満14歳の健康な方
(最高満18歳まで保障)

■ 保障内容

保障内容			キッズタイプ 共済金額	キッズワイドタイプ 共済金額
入院したとき (1日目から最高365日分)	交通事故・不慮の事故・病気等	災害入院共済金 ※7 病気入院共済金 ※1	(日額) 5,000円	(日額) 10,000円
長期入院したとき 60日以上、180日以上、270日以上連続した入院(1回の入院)	長期入院見舞共済金		—	各 20万円 (最高60万円)
手術をしたとき (全労済所定の手術)	手術共済金		—	10万円
通院したとき ※2 (1日目から最高90日分)	交通事故・不慮の事故	災害通院共済金	(日額) 2,000円	(日額) 3,000円
骨折・ ^{けん} 腱の断裂・ 関節の脱臼 ※3	交通事故・不慮の事故	特定損傷共済金	50,000円	65,000円
第三者に対する損害賠償 (国内のみ)	こども賠償責任共済金		最高 100万円 (免責5,000円)	最高 100万円 (免責5,000円)
扶養者である契約者の 死亡・重度障害	交通事故・不慮の事故	扶養者事故死亡共済金	350万円	500万円
	病気(免責1年)	扶養者病気死亡共済金	30万円	30万円
常に介護を要するとき ※4	介護支援共済金		200万円	400万円
死亡・重度の 障害が残ったとき (1級・2級と、 3級の一部)	交通事故	交通災害死亡共済金 交通災害重度障害共済金	600万円	800万円
	不慮の事故 ※5	災害死亡共済金 災害重度障害共済金	400万円	600万円
	病気等	死亡共済金 重度障害共済金 ※6	200万円	400万円
身体に障害が 残ったとき (3級の一部 ～14級)	交通事故	交通災害障害共済金	270万円～12万円	270万円～12万円
	不慮の事故 ※5	災害障害共済金	180万円～8万円	180万円～8万円

※1 発効日(増額分は更新日)以後に発病した疾病の治療を目的とする入院をしたときに病気入院共済金を支払います。なお、発病日が発効日(増額分は更新日)以前であっても、発効日(増額分は更新日)から2年経過後に開始された入院は、発効日(増額分は更新日)以後に発病した疾病の治療を目的とする入院とみなします。※2 通院は、事故の日を含め事故の日から180日以内に実際に通院した日数が対象です。※3 1契約期間で1回のお支払いです。また、同一の事故に対する支払いは1回限りです。※4 発効日(増額分は更新日)以後の傷害または疾病を原因として重度障害となったときに全労済所定の要介護状態で、かつ6ヵ月以上その状態が続いたときが対象です。※5 交通事故以外の不慮の事故が対象です。※6 発効日(増額分は更新日)以後の傷害または疾病を原因として重度障害となったとき重度障害共済金を支払います。※7 事故による入院は、事故の日からその日を含めて180日以内に開始された入院が対象です。■「障害(重度障害を含む)」とは、後遺障害(傷病が治った後に残る障害)をさし、全労済の定める基準によりその程度に応じてお支払いします。なお、「労働者災害補償保険法施行規則」が改正された場合には、全労済でお支払いする基準も変更になる場合があります。また、障害が固定したときの契約内容にもとづいた保障となります。■不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。■手術共済金は発効日以後に発病した疾病の治療を直接の目的とし、共済期間中に全労済所定の手術を受けた場合が対象です。ただし、発効日から2年経過後に手術を受けた場合は、発効日以後に発病した疾病の治療を目的とする手術とみなします。■キッズタイプまたはキッズワイドタイプと合わせて医療タイプにご加入の場合、満18歳のキッズタイプまたはキッズワイドタイプの満了時に、さらに追加で医療タイプに加入することはできません(一加入者につき一契約までです)。●ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

お問い合わせは

フリーダイヤル
受付時間 9:00～21:00

0120-593-244

こくみん共済 タイプ別保障内容のご案内

医療タイプ

月々の掛金

1,600円

<加入できる方>

満0歳～満59歳の健康な方(最高満60歳まで保障)



保障内容

共済金額

入院したとき (1日目から最高180日分)	交通事故・不慮の事故・病気等 災害入院共済金※7・病気入院共済金※2	(日額) 6,000円
女性特有の 病気の手術をしたとき (全労済所定の手術)	女性疾病手術共済金	60,000円
通院したとき※1 (1日目から最高90日分)	交通事故・不慮の事故 交通災害通院共済金 災害通院共済金 交通事故を除く不慮の事故については通算して14日以上の通院をした場合が対象となります。	(日額) 2,000円
死亡・重度の障害が残ったとき (1級・2級と、3級の一部)	交通事故・不慮の事故・病気等 死亡共済金・重度障害共済金※3	50万円



移行タイプについて

60歳をすぎても保障が続けられます。

満58歳以前からの継続加入で、

医療60歳移行タイプ

医療65歳移行タイプへ

自動継続となり、保障は最高満70歳まで続きます
(保障内容は変わります)。

病気やけがにも、生涯の安心を。

NEW! 終身医療5000 終身医療3000

がセットできます。(※満15歳以上の方)

※1 通院は、事故の日を含め事故の日から180日以内に実際に通院した日数が対象です。※2 発効日(増額分は更新日)以後に発病した疾病の治療を目的とする入院をしたときに病気入院共済金を支払います。なお、発病日が発効日(増額分は更新日)以前であっても、発効日(増額分は更新日)から2年経過後に開始された入院は、発効日(増額分は更新日)以後に発病した疾病の治療を目的とする入院とみなします。※3 発効日(増額分は更新日)以後の傷害または疾病を原因として重度障害となったとき重度障害共済金を支払います。※4 事故による入院は、事故の日からその日を含めて180日以内に開始された入院が対象です。■病気入院共済金および女性疾病手術共済金は、発効日(増額分は更新日)から1年以内に加入者が妊娠・分娩に伴う異常を原因として入院したとき、または手術を受けたときにはお支払いできません。■女性疾病手術共済金は発効日(増額分は更新日)以後に発病した疾病の治療を直接の目的とし、契約期間中に全労済所定の手術を受けた場合が対象です。なお、発病日が発効日(増額分は更新日)以前であっても、発効日(増額分は更新日)から2年経過後に手術を受けた場合は、発効日(増額分は更新日)以後に発病した疾病の治療を目的とする手術とみなします。■「障害(重度障害を含む)」とは、後遺障害(傷病が治った後に残る障害)をさし、全労済の定める基準により、その程度に応じてお支払いします。なお、障害が固定したときの契約内容にもつづいた保障となります。■不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。●ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

総合タイプ

総合2倍タイプ

大型タイプ

<加入できる方>
満15歳～満59歳
の健康な方
(最高満60歳まで保障)

月々の掛金

1,800円

<加入できる方>
満15歳～満44歳
の健康な方
(最高満60歳まで保障)

月々の掛金

3,600円

<加入できる方>
満15歳～満44歳
の健康な方
(最高満60歳まで保障)

月々の掛金

5,400円

*総合タイプと総合2倍タイプ、大型タイプ、いずれか1つのみご加入いただけます。

保障内容	総合タイプ共済金額	総合2倍タイプ共済金額	大型タイプ共済金額
死亡・重度の 障害が残ったとき (1級・2級と、3級の一部)	交通事故 交通災害死亡共済金 交通災害重度障害共済金 1,200万円	2,400万円	3,000万円
	不慮の事故※1 災害死亡共済金 災害重度障害共済金 800万円	1,600万円	2,400万円
	病気等 死亡共済金 重度障害共済金※4 400万円	800万円	1,200万円
身体に障害が 残ったとき (3級の一部～14級)	交通事故 交通災害障害共済金 540万円～24万円	1,080万円～48万円	1,350万円～60万円
	不慮の事故※1 災害障害共済金 360万円～16万円	720万円～32万円	1,080万円～48万円
常に介護を要するとき※2 介護支援共済金	400万円	800万円	1,000万円
入院したとき (5日以上連続して 入院したとき 1日目から最高180日分)	交通事故 交通災害入院共済金※6 (日額) 5,000円	(日額) 10,000円	(日額) 10,000円
	不慮の事故※1 災害入院共済金※6 (日額) 3,000円	(日額) 6,000円	
	病気等 病気入院共済金※5 (日額) 1,500円	(日額) 3,500円	
通院したとき※3 (1日目から最高90日分)	交通事故 交通災害通院共済金 (日額) 1,000円	(日額) 2,000円	(日額) 3,000円



移行タイプについて

60歳をすぎても保障が続けられます。

総合タイプは
満58歳以前からの継続加入で、

総合60歳移行タイプ

総合65歳移行タイプ

総合70歳移行タイプ

総合80歳移行タイプ

総合2倍タイプは

総合2倍60歳移行タイプ

総合2倍65歳移行タイプ

総合2倍70歳移行タイプ

総合2倍80歳移行タイプ※

大型タイプは

大型60歳移行タイプ

大型65歳移行タイプ

大型70歳移行タイプ

総合80歳移行タイプ※

へ自動継続となり、
保障は最高満85歳まで続きます(保障内容は変わります)。

※掛金が変わります。

病気やけがにも、生涯の安心を。

NEW! 終身医療5000 終身医療3000

がセットできます。

お問い合わせは

フリーダイヤル
受付時間 9:00～21:00

0120-593-244

こくみん共済 タイプ別保障内容のご案内

シニア傷害タイプ



月々の掛金

2,000円

<加入できる方>

健康状態にかかわらず
満60歳～満79歳の方(最高満80歳まで保障)

保障内容		共済金額
入院したとき(5日以上連続して入院したとき1日目から最高180日分)	交通事故・不慮の事故 災害入院共済金※3	(日額) 10,000円
通院したとき※1(1日目から最高90日分)	交通事故 交通災害通院共済金	(日額) 3,000円
事故による入院の退院後通院のとき※1(1日目から最高90日分)	交通事故・不慮の事故 災害入院退院後通院共済金	(日額) 5,000円
身体に障害が残ったとき(3級の一部～14級)	交通事故・不慮の事故 災害障害共済金	450万円～20万円
事故により常に介護を要するとき※2	交通事故・不慮の事故 災害介護支援共済金	500万円
死亡・重度の障害が残ったとき(1級・2級と、3級の一部)	交通事故・不慮の事故 災害死亡共済金・災害重度障害共済金	500万円
死亡したとき	病気等(免責1年) 死亡弔慰金共済金	30,000円

※1 通院は、事故の日を含め事故の日から180日以内に実際に通院した日数が対象です。※2 事故により重度障害となったときに全労済所定の要介護状態で、かつ6ヵ月以上その状態が続いたときが対象です。※3 事故による入院は、事故の日からその日を含めて180日以内に開始された入院が対象です。■通院したときの共済金と事故による入院の退院後通院のときの共済金は重複してお支払いできません。■「障害(重度障害を含む)」とは、後遺障害(傷病が治った後に残る障害)をさし、全労済の定める基準によりその程度に応じてお支払いします。なお、「労働者災害補償保険法施行規則」が改正された場合には、全労済でお支払いする基準も変更になる場合があります。また、障害が固定したときの契約内容にもついた保障となります。■不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。●ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

病気やけがにも、生涯の安心を。

NEW!

終身医療5000

終身医療3000

がセットできます。(※満64歳までの方)

シニア総合タイプ



月々の掛金

2,000円

<加入できる方>

満60歳～満64歳の健康な方(最高満70歳まで保障)

保障内容		共済金額
入院したとき (5日以上連続して入院したとき1日目から最高180日分)	交通事故・不慮の事故 災害入院共済金※3	(日額) 1,500円
	病気等 病入院共済金※1	(日額) 1,500円
身体に障害が残ったとき (3級の一部～14級)	交通事故・不慮の事故 災害障害共済金	90万円～4万円
死亡・重度の障害が残ったとき (1級・2級と、3級の一部)	交通事故・不慮の事故 災害死亡共済金 災害重度障害共済金	200万円
	病気等 死亡共済金・重度障害共済金※2	100万円



移行タイプについて

シニア総合タイプは、
満70歳でシニア総合移行タイプへ、
自動継続となります。

満80歳時に総合80歳移行タイプへ、
継続のご案内をいたします
(お申し込みが必要)。

保障は最高満85歳まで続きます
(掛金・保障内容は変わります)。

※1 発効日(増額分は更新日)以後に発病した疾病の治療を目的とする入院をしたときに病入院共済金を支払います。なお、発病日が発効日以前であっても、発効日(増額分は更新日)から2年経過後に開始された入院は、発効日(増額分は更新日)以後に発病した疾病の治療を目的とする入院とみなします。※2 発効日(増額分は更新日)以後の傷害または疾病を原因として重度障害となったとき重度障害共済金を支払います。■「障害(重度障害を含む)」とは、後遺障害(傷病が治った後に残る障害)をさし、全労済の定める基準によりその程度に応じてお支払いします。なお、「労働者災害補償保険法施行規則」が改正された場合には、全労済でお支払いする基準も変更になる場合があります。また、障害が固定したときの契約内容にもついた保障となります。■不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。●ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

病気やけがにも、生涯の安心を。

NEW!

終身医療5000

終身医療3000

がセットできます。

お問い合わせは

フリーダイヤル
受付時間 9:00～21:00

0120-593-244

こくみん共済 タイプ別保障内容のご案内

NEW

終身医療5000

終身医療3000

病気やけがに備えてセットできる、
一生涯の安心です。

<加入できる方>

満15歳～満64歳の健康な方で、以下の[基本タイプ]と、
セットして加入できます。(保障年齢：満15歳～終身)※終身医療3000は、医療終身タイプの新しい名称です(2009年1月1日より)。
保障内容・掛金に変更はありません。※セットできる
基本タイプ

総合タイプ

総合2倍タイプ

大型タイプ

医療タイプ

シニア総合タイプ

シニア傷害タイプ

終身医療5000 終身医療3000 単独での契約はできません。また 終身医療5000 終身医療3000 は、どちらかひとつの加入となります。

さらに、医療終身タイプにご加入の場合 終身医療5000 終身医療3000 にはご加入できません。



■保障内容

保 障 内 容	終身医療5000	終身医療3000
病気やけがで入院したとき 入院1回あたり1日から最高180日、 通算で1,000日分	日額 5,000円	日額 3,000円
病気やけがで手術を受けたとき 全労済所定の手術	1回につき 50,000円	1回につき 30,000円

※発行日以後に発病した疫病を原因とする入院・
手術が保障対象です。なお、発病日が発効日以前
であっても、発効日から2年以上経過後に開始
した病気入院・手術は発効日以後に発病した疫
病の治療を目的とする入院・手術とみなします。※事故による入院・手術は、事故の日からその日を含
めて180日以内に「開始された入院」および
「受けた手術」が対象です。

●ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。



■月払掛金表

単位:円

加入年齢 (満)	入院日額			
	5,000円		3,000円	
	男性	女性	男性	女性
15歳	1,610	1,630	966	978
16歳	1,650	1,670	990	1,002
17歳	1,690	1,720	1,014	1,032
18歳	1,720	1,760	1,032	1,056
19歳	1,760	1,800	1,056	1,080
20歳	1,800	1,850	1,080	1,110
21歳	1,840	1,890	1,104	1,134
22歳	1,890	1,930	1,134	1,158
23歳	1,930	1,980	1,158	1,188
24歳	1,970	2,020	1,182	1,212
25歳	2,020	2,070	1,212	1,242
26歳	2,060	2,110	1,236	1,266
27歳	2,110	2,150	1,266	1,290
28歳	2,160	2,200	1,296	1,320
29歳	2,220	2,250	1,332	1,350
30歳	2,270	2,290	1,362	1,374
31歳	2,330	2,340	1,398	1,404
32歳	2,390	2,390	1,434	1,434
33歳	2,450	2,450	1,470	1,470
34歳	2,510	2,500	1,506	1,500
35歳	2,580	2,570	1,548	1,542
36歳	2,650	2,630	1,590	1,578
37歳	2,720	2,700	1,632	1,620
38歳	2,800	2,780	1,680	1,668
39歳	2,880	2,860	1,728	1,716

加入年齢 (満)	入院日額			
	5,000円		3,000円	
	男性	女性	男性	女性
40歳	2,960	2,950	1,776	1,770
41歳	3,040	3,040	1,824	1,824
42歳	3,130	3,140	1,878	1,884
43歳	3,230	3,230	1,938	1,938
44歳	3,320	3,330	1,992	1,998
45歳	3,420	3,440	2,052	2,064
46歳	3,530	3,550	2,118	2,130
47歳	3,640	3,660	2,184	2,196
48歳	3,750	3,770	2,250	2,262
49歳	3,870	3,890	2,322	2,334
50歳	4,000	4,020	2,400	2,412
51歳	4,130	4,150	2,478	2,490
52歳	4,270	4,290	2,562	2,574
53歳	4,410	4,430	2,646	2,658
54歳	4,550	4,580	2,730	2,748
55歳	4,700	4,730	2,820	2,838
56歳	4,860	4,900	2,916	2,940
57歳	5,020	5,070	3,012	3,042
58歳	5,190	5,250	3,114	3,150
59歳	5,380	5,450	3,228	3,270
60歳	5,570	5,650	3,342	3,390
61歳	5,760	5,860	3,456	3,516
62歳	5,970	6,090	3,582	3,654
63歳	6,180	6,330	3,708	3,798
64歳	6,410	6,590	3,846	3,954

掛金は加入時(発効日)の年齢性別によって決まり、更新によるアップはありません。

お問い合わせは

フリーダイヤル
受付時間 9:00～21:00

0120-593-244

こくみん共済 タイプ別保障内容のご案内

NEW

終身医療
総合5000若い世代から
一生涯の幅広い医療の安心を!

<加入できる方>

満15歳～満75歳の健康な方

契約期間：終身 掛金払込期間：終身 低解約返戻金特則付帯



■保障内容

保 障 内 容			終身医療総合5000 共済金額
入 院	病気やけがで入院したとき 入院共済金	日額 5,000円	1日以上入院したとき1日目から(日帰り入院でも保障) 1回の入院で最高180日、通算1,000日まで
通 院	入院前に通院したとき 入院前通院共済金	日額 1,500円	入院開始日の前日以前90日間に通院したとき最高30日まで(※1) 退院後通院分と合計して通算750日まで
	退院後に通院したとき 退院後通院共済金	日額 1,500円	退院日の翌日以後180日間に通院したとき最高60日まで(※1) 入院前通院分と合計して通算750日まで
手 術	病気やけがで手術を受けたとき 手術共済金 (全労済所定の手術)	1回につき 5・10・20万円	手術(全労済所定)の種類に応じて
長期入院	長期入院したとき 長期入院見舞金	30万円	連続して270日以上入院したとき
先進医療	先進医療を受けたとき 高度先進医療費用共済金	最高 100万円	大学病院など国が指定する医療機関で入院中に 先進医療を受けたときの技術料相当分(※1)
死 亡	死亡したとき 死亡共済金	10万円	

(※1)入院共済金が支払われる場合にお支払いします。

●発効日以後に発病した病気または不慮の事故によるときにお支払いします。

●解約返戻金を少なくして掛金を安くする仕組み(低解約返戻金特則)となっています。

●不慮の事故により所定の障害が残ったときは、以後の掛金はいただきません(保障はそのまま生涯継続)。

●ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。



■月払掛金表

単位:円

加入年齢 (満)	入院日額 5,000円		加入年齢 (満)	入院日額 5,000円	
	男性	女性		男性	女性
15歳	2,590	2,630	46歳	5,530	5,490
16歳	2,640	2,730	47歳	5,690	5,640
17歳	2,740	2,780	48歳	5,900	5,800
18歳	2,790	2,830	49歳	6,050	6,000
19歳	2,840	2,880	50歳	6,260	6,160
20歳	2,980	2,980	51歳	6,470	6,360
21歳	2,950	3,030	52歳	6,680	6,570
22歳	3,000	3,080	53歳	6,930	6,770
23歳	3,050	3,130	54歳	7,140	7,030
24歳	3,150	3,240	55歳	7,400	7,230
25歳	3,200	3,290	56歳	7,660	7,490
26歳	3,260	3,340	57歳	7,970	7,750
27歳	3,360	3,440	58歳	8,230	8,050
28歳	3,410	3,490	59歳	8,550	8,310
29歳	3,510	3,540	60歳	8,860	8,620
30歳	3,570	3,650	61歳	9,220	8,980
31歳	3,670	3,700	62歳	9,540	9,340
32歳	3,770	3,800	63歳	9,910	9,700
33歳	3,820	3,850	64歳	10,270	10,060
34歳	3,930	3,950	65歳	10,690	10,470
35歳	4,030	4,060	66歳	11,060	10,880
36歳	4,130	4,160	67歳	11,480	11,350
37歳	4,290	4,260	68歳	11,900	11,810
38歳	4,390	4,360	69歳	12,330	12,330
39歳	4,500	4,470	70歳	12,800	12,840
40歳	4,650	4,620	71歳	13,280	13,360
41歳	4,760	4,720	72歳	13,810	13,930
42歳	4,910	4,870	73歳	14,340	14,550
43歳	5,070	5,030	74歳	14,880	15,180
44歳	5,220	5,180	75歳	15,470	15,800
45歳	5,380	5,340			

掛金は加入時(発効日)の年齢・性別によって決まり、更新によるアップはありません。

お問い合わせは

フリーダイヤル

受付時間 9:00～21:00



0120-593-244

こくみん共済 タイプ別保障内容のご案内

NEW

定期医療
総合500055歳からの医療の備え。
入院、手術、先進医療まで保障。

<加入できる方>

満55歳～満70歳の健康な方(満80歳まで保障)
契約期間：10年～25年(加入から満80歳までの期間)

■保障内容

保 障 内 容		定期医療総合5000	共済金額
入 院	病気やけがで入院したとき 入院共済金	日額 5,000円	5日以上連続して入院したとき 1日目 から 1回の入院で 最高180日、通算1,000日 まで
通 院	入院前に通院したとき 入院前通院共済金	日額 1,500円	入院開始日の前日以前90日間に通院したとき 最高30日 まで(※1) 退院後通院分と合計して 通算750日 まで
	退院後に通院したとき 退院後通院共済金	日額 1,500円	退院日の翌日以後180日間に通院したとき 最高60日 まで(※1) 入院前通院分と合計して 通算750日 まで
手 術	病気やけがで手術を受けたとき (全労済所定の手術) 手術共済金	1回につき 5・10・20万円	手術(全労済所定)の種類に応じて
長期入院	長期入院したとき 長期入院見舞金	30万円	連続して270日以上入院したとき
先進医療	先進医療を受けたとき 高度先進医療費用共済金	最高 100万円	大学病院など国が指定する医療機関で入院中に 先進医療 を受けたときの技術料相当分(※1)
死亡・重度障害	死亡・重度の障害が残ったとき 死亡・重度障害共済金	50万円	

(※1)入院共済金が支払われる場合にお支払いします。

●発効日以後に発病した病気または不慮の事故によるときにお支払いします。

●ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。



■月払掛金表

単位:円

加入年齢 (満)	契 約 期 間	入院日額 5,000円	加入年齢 (満)	契 約 期 間	入院日額 5,000円
		男性			女性
55歳	25	6,810	55歳	25	5,535
56歳	24	7,000	56歳	24	5,655
57歳	23	7,190	57歳	23	5,825
58歳	22	7,385	58歳	22	5,995
59歳	21	7,630	59歳	21	6,165
60歳	20	7,880	60歳	20	6,340
61歳	19	8,080	61歳	19	6,515
62歳	18	8,335	62歳	18	6,695
63歳	17	8,590	63歳	17	6,925
64歳	16	8,855	64歳	16	7,105
65歳	15	9,120	65歳	15	7,340
66歳	14	9,390	66歳	14	7,575
67歳	13	9,665	67歳	13	7,815
68歳	12	9,995	68歳	12	8,105
69歳	11	10,280	69歳	11	8,355
70歳	10	10,575	70歳	10	8,655

掛金は加入時(発効日)の年齢・性別によって決まり、
更新によるアップはありません。

お問い合わせは

フリーダイヤル
受付時間 9:00～21:00

0120-593-244

こくみん共済 タイプ別保障内容のご案内

NEW

定期生命300

55歳からの生命保障。
万一のとき、家族を支えます。

<加入できる方>

満55歳～満70歳の健康な方(満80歳まで保障)
契約期間：10年～25年(加入から満80歳までの期間)

■保障内容

保 障 内 容		定期生命300 共済金額	
死亡・重度障害	病 気 等 死亡・重度障害共済金	300万円	基本契約
	不慮の事故 災害死亡・重度障害共済金	600万円	基本契約 ⊕ 災害特約
障 害	不慮の事故 障害共済金	12万円～270万円	災害特約 障害の程度に応じて (災害特約の加入額の4%～90%)

- 「基本契約」は不慮の事故や病気等による死亡と重度障害の保障です。「災害特約」は不慮の事故による死亡と重度障害、重度障害にいたらない障害の保障です。
- 発効日以後に発病した病気または不慮の事故によるときにお支払いします。
- 余命6ヵ月と診断されたとき、「死亡共済金」に替えて、「リビングニーズ共済金」(300万円または100万円)を請求できます。※指定代理請求人を指定することができます。
- ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。



■月払掛金表

単位:円

加入年齢 (満)	契 約 期 間	病 気 等 死 亡 共 済 金 300万円	加入年齢 (満)	契 約 期 間	病 気 等 死 亡 共 済 金 300万円
		男性			女性
55歳	25	6,240	55歳	25	3,390
56歳	24	6,480	56歳	24	3,510
57歳	23	6,720	57歳	23	3,630
58歳	22	6,990	58歳	22	3,750
59歳	21	7,260	59歳	21	3,870
60歳	20	7,560	60歳	20	4,020
61歳	19	7,860	61歳	19	4,170
62歳	18	8,190	62歳	18	4,350
63歳	17	8,520	63歳	17	4,530
64歳	16	8,910	64歳	16	4,710
65歳	15	9,300	65歳	15	4,920
66歳	14	9,720	66歳	14	5,130
67歳	13	10,170	67歳	13	5,370
68歳	12	10,650	68歳	12	5,610
69歳	11	11,160	69歳	11	5,910
70歳	10	11,730	70歳	10	6,210

掛金は加入時(発効日)の年齢・性別によって決まり、更新によるアップはありません。

お問い合わせは

フリーダイヤル
受付時間 9:00～21:00

0120-593-244